

問い合わせ先	大阪府後期高齢者医療広域連合 担当：給付課 太田給付課長 中島事業グループ長 柳原・永井 電話：06-4790-2031
--------	--

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療広域連合

マッサージ施術に係る療養費の不正請求について

標記について、当広域連合に提出された療養費支給申請書において、不正な請求が行われたことが判明したため、下記のとおり代理受領の取扱中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 代理受領の取扱いの中止対象者

施 術 所 マッサージセンターユイ(結)

所 在 地 富田林市東板持町2-6-15

(1) 施術所開設者

富田林市東板持町2-6-15

株式会社コネクト (代表精算人 松原 ^{あつお} 陸夫)

(2) 施術所開設法人代表者

堺市東区 松原 陸夫 81歳

2 代理受領の取扱いの中止年月日

平成29年3月15日

以後、5年間は療養費の代理受領の取扱いができない(取扱中止前の施術分を含む)。

3 代理受領の取扱い中止に至った主な事由

株式会社コネクトが開設した施術所<マッサージセンターユイ(結)>において、次のとおり不正行為を行ったため。

- (1) 医療機関が発行したマッサージ施術同意書を変造し、療養費を不正に請求した。
- (2) 施術を行っていないにも関わらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求した。
- (3) 温罨法及び電気光線器具を用いた施術を行っていないにも関わらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求した。
- (4) 一部負担金を適正に徴収していなかった。
- (5) 施術師に無断で上記虚偽内容の療養費支給申請書を作成し、療養費を不正に請求した。

4 返還金額

16,354,069円

〔平成26年4月から平成27年6月施術分まで〕
33名分、延べ275件

5 広域連合としての対応

不正請求を行った施術所開設法人及びその代表者に対し、平成29年3月15日から5年間、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術にかかる療養費について、代理受領の取扱いを中止した。

また、平成29年2月8日、施術所開設法人に返還金16,354,069円を請求したが、現在、返済がなされていない。

なお、警察へは平成29年3月14日付けで告訴状を提出した。

6 広域連合長コメント

不正請求に対する審査をより一層強化し、厳正に対処してまいります。

(参考)

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費の代理受領の取扱い」とは

療養費の支給は原則、被保険者本人からの申請に基づく、償還払いの取扱いであるが、被保険者の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際には被保険者は施術所に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給申請の手続き及び給付金の受領を施術所に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認めている。

問い合わせ先	大阪府後期高齢者医療広域連合 担当：給付課 太田給付課長 中島事業グループ長 柳原・永井 電話：06-4790-2031
--------	--

報道機関各位

大阪府後期高齢者医療広域連合

マッサージ施術に係る療養費の不正請求について

標記について、当広域連合に提出された療養費支給申請書において、不正な請求が行われたことが判明したため、下記のとおり代理受領の取扱中止を決定しましたのでお知らせします。

記

1 代理受領の取扱いの中止対象者

施 術 所 繁田鍼灸院
所 在 地 堺市東区日置荘町西5-9-11
施術所開設者(施術師) 繁田 泰彦 57歳

2 代理受領の取扱いの中止年月日

平成29年3月15日

以後、5年間は療養費の代理受領の取扱いができない(取扱中止前の施術分を含む)。

3 代理受領の取扱い中止に至った主な事由

- (1) 温罨法及び電気光線器具を用いた施術を行っていないにも関わらず、施術を行ったものとして、療養費を不正に請求した。
- (2) 同一家屋または同一の建築物に往療を行った場合、一人分のみ往療料が算定できるが、その旨を記載せず、自宅に往療に行ったかのように記載して、往療料を不正に請求した。
- (3) 2戸以上の患者に対して引き続き往療を行った場合、それぞれ先順位の患者の所在地を起点にして往療料を算定しなければならないにもかかわらず、施術所から往療したかのように装い、往療料を不正に請求していた。
- (4) 一部負担金を適正に徴収していなかった。

4 返還金額

3, 764, 352円

〔平成25年3月から平成28年11月施術分まで
20名分、延べ125件〕

5 広域連合としての対応

不正請求を行った施術所開設者(施術師)に対し、平成29年3月15日から5年間、はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術にかかる療養費について、代理受領の取扱いを中止した。

また、現在、施術所開設者に返還金額の提示を行っているところである。

6 広域連合長コメント

不正請求に対する審査をより一層強化し、厳正に対処してまいります。

(参考)

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ施術療養費の代理受領の取扱い」とは

療養費の支給は原則、被保険者本人からの申請に基づく、償還払いの取扱いであるが、被保険者の負担軽減と利便性の向上のため、施術を受けた際には被保険者は施術所に一部負担金のみを支払い、事後に療養費支給申請の手続き及び給付金の受領を施術所に委任する代理受領による委任払いの取扱いを認めている。